

1 編 総則

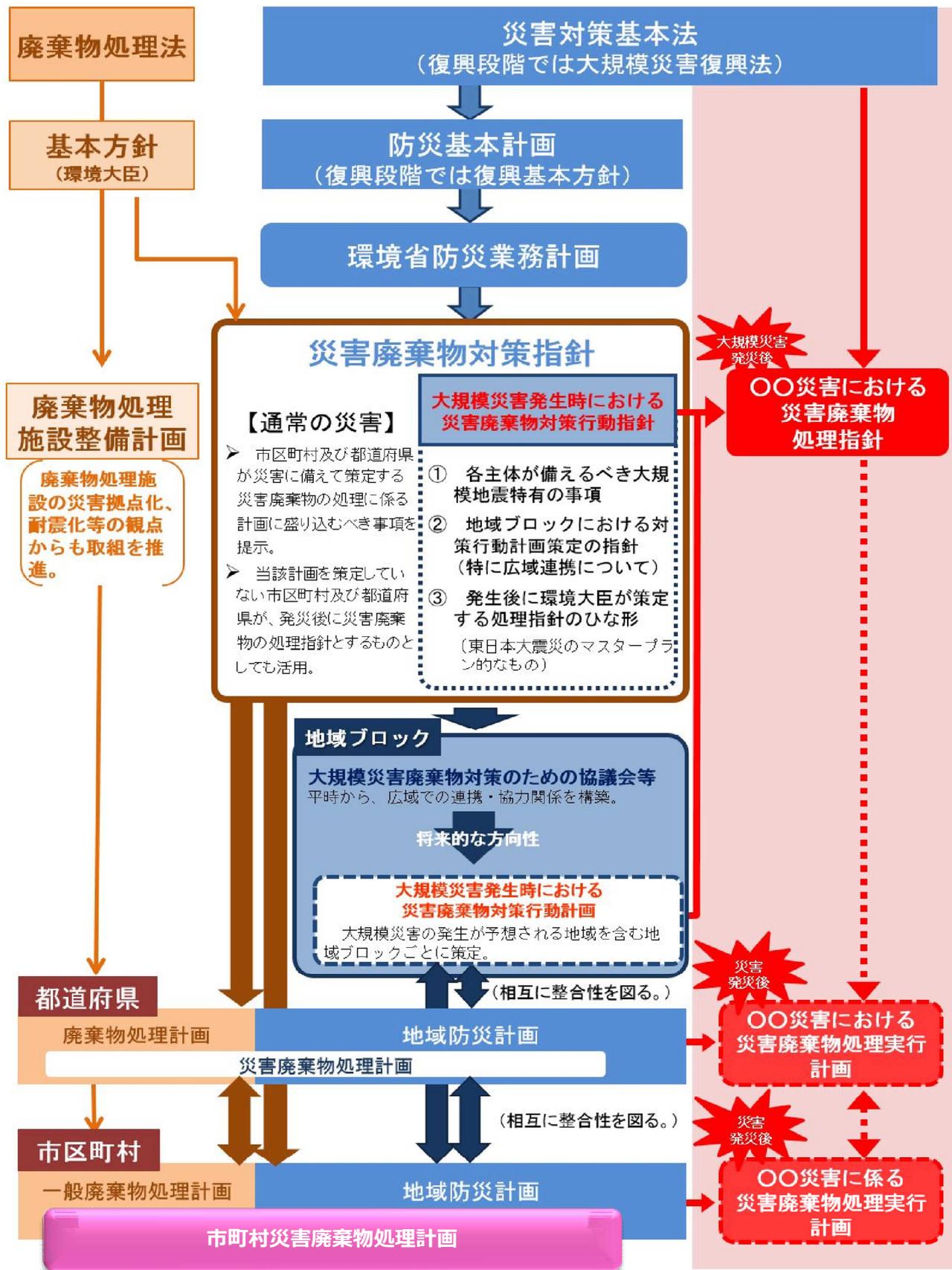
1 章 背景及び目的

本計画は、南九州市における平時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

2 章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成 30 年改定)に基づき策定するものであり、南九州市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省，平成 30 年 3 月）図 1-3-1 を編集
 図 1-2-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け